

岡山市長 高谷茂男様

岡山市監査委員	広瀬慶隆
同	藤本徹
同	柴田健二
同	三宅員義

公の施設の指定管理者監査の結果について

地方自治法第199条第7項の規定に基づく公の施設の指定管理者監査の結果に関する報告について、同条第9項の規定により提出します。

記

1 監査の対象（公の施設）及び範囲

PFIヘルスプラザ岡山株式会社（東部健康増進施設）

平成19年度における公の施設の指定管理者の当該管理業務に係る出納その他の事務

2 監査の期間

平成21年1月6日から平成21年2月27日まで

3 監査の方法

前記指定管理者の施設の管理に係る指定管理業務が、協定書に沿って行われているかどうかを主眼とし、関係書類を抽出により監査した。

4 監査の結果

監査した結果、施設の管理に係る指定管理業務は協定書の内容に沿って適切に実施されており、また、事務処理については、今後の処理方法を指導した軽易な事項はあったものの、おおむね適正に処理されていた。

なお、今後の処理方法について指導した軽易な事項は、記述を省略した。

団体の指定管理の概要は次のとおりである。

1 管理指定施設について

本法人は、平成16年7月1日より東部健康増進施設を岡山市から管理を行う指定を受けている。

2 管理指定業務の内容について

平成19年度における管理指定業務の主な内容は、次のとおりである。

(1) 健康増進施設の利用の許可に関する業務

- ・主要施設であるプール，温泉施設，ジム，スタジオ，会議室の自由使用（総合使用を含む。）及び専用使用に対する許可

(2) 健康増進施設の施設及び設備の維持管理に関する業務

- ・主要施設及び付帯施設（自由提案施設を除く。）の維持管理

(3) その他健康増進施設の管理上市長が必要と認める業務

3 利用料金の収受について

平成19年度の利用料金の収受は106,199,350円であり，施設種類別の収受状況は次のとおりである。

温泉施設以外	74,635,539円
温泉施設	31,563,811円

4 指定管理料の執行状況について

平成19年度の岡山市からの指定管理料は192,267,920円であり，管理料の受入れ状況は次のとおりである。

平成19年7月27日	47,939,058円	収入
平成19年10月26日	48,484,521円	収入
平成20年1月28日	48,742,981円	収入
平成20年4月28日	47,101,360円	収入

また，執行の主なものは委託費，水道光熱費，支払利息割引料，租税公課である。